

様式3 (行政手続法適用：個票番号3001)

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月13日作成

処 分 名	学校目的外使用取消し・停止
根拠法令名	学校教育法（昭和22年法律第26号）
根拠条項	第137条
根拠条文	学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。
処分基準 の 内 容	使用者が、厚岸町立学校施設の使用に関する規則第2条の規定に違反した者に対して措置命令等を行う。
所 管 部 署	教育委員会管理課学校教育係
備 考	

様式3 (行政手続法適用：個票番号3002)

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月13日作成

処 分 名	学校施設返還又は移転命令
根拠法令名	学校施設の確保に関する政令（昭和24年政令第34号）
根拠条項	第4条
根拠条文	管理者は、学校教育上支障があると認めるときは、学校施設の占有者に対してその学校施設の全部又は一部の返還を命ずることができる。但し、前条第一項第一号に該当する場合及び他の学校が学校教育の目的に使用する場合は、この限りでない。
処分基準の内容	<p>法令で定める基準のとおり。</p> <p>(返還命令) 第四条 管理者は、学校教育上支障があると認めるときは、学校施設の占有者に対してその学校施設の全部又は一部の返還を命ずることができる。但し、前条第一項第一号に該当する場合及び他の学校が学校教育の目的に使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(適用除外) 第五条 前二条の規定は、当該学校施設が学校施設となる前から引き続き権原に基いて使用又は占有する者については、適用しない。</p> <p>(移転命令) 第十五条 管理者は、返還の目的である学校施設にある工作物その他の物件の所有者に、その物件の移転を命ずることができる。但し、所有者に移転を命ずることができないとき、又は著しく困難であるときは、その占有者に移転を命ずることができる。</p>
所管部署	教育委員会管理課学校教育係
備考	